

令和2年1月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 令和2年1月17日（金）
午後4時00分から午後5時10分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 麻野 多美子
教育長職務代理者 金 銅 真 代
委 員 多 田 謙 司
委 員 新 熊 和 彦
委 員 奥 野 貞 一
- ・説明者 教育次長兼生涯学習室長 上 野 敏 治
学校教育室長 川 地 正 人
学校教育室副理事 渡 辺 正 治
学校教育課長 前 田 幸 章
社会教育課長 佐々木 祐 之
- ・事務局 教育総務課長 粕 谷 美 光
教育総務課主幹 芝 池 淳 子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第36号
羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
《資料1》
 - 日程第4 報告第9号
後援名義の使用許可について 《資料2》

日程第5 報告第10号
職務代理者の指名について

日程第6 その他
日程調整など

開会：午後 4 時 00 分

●会議に先立ち、教育総務課長より次のとおり口頭にて報告がありました。

《教育総務課長》

高崎前教育長の任期満了に伴い、12月26日付けで麻野多美子 教育委員が、教育長に就任されました。また、同日付けで、奥野貞一 元古市小学校長が、新たに教育委員に就任されましたので、報告いたします。

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 12月27日に、南河内の各市町村教育長を就任挨拶のため訪問しました。
- (2) 1月10日に、大阪府都市教育長協議会1月定例会が行われました。
- (3) 1月12日に、羽曳が丘青少年健全育成連絡協議会 新春交流会が行われました。
- (4) 1月13日に、LICはびきのにて成人式が行われました。
- (5) 1月16日に、大阪府教育委員会より市町村教育室長及び教職員室参事が来訪されました。

日程第3 議案第36号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

《資料1》

●社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

学童保育の制度は、5年前に大きな制度改革が行われておりまして、設備や運営に関する基準についても、国の省令に基づいて市町村が条例で基準を定めるということになっています。今回の条例改正は、この基準条例のなかで、放課後児童支援員の資格に関する経過期間が今年度の3月末で終了となることから、その期間を延長しようとするものです。

放課後児童支援員は、5年前の制度改正時に初めて制度化された職で、一定の基礎的な資格（保育士や教諭等）を有したり、現場での勤務経験が一定期間ある人については、都道府県知事、または政令指定都市の市長が実施する研修を受講して、放課後児童支援員として認定される制度になっていますが、希望者全員を一斉に研修実施することもできないため、当初の5年間については、今年度末までに研修を修了する見込みの人は、研修を修了した者とみなす、「みなし」規定が定められていました。

この「みなし」規定を、羽曳野市では3年間延長しようという改正内容となっています。

国の基準では、支援の単位（いわゆるクラスのようなもの）ごとに、2人以上の支援員を配置すること、そのうちの一人は補助員でもよい、となっています。しかし、国の考えとしては、放課後児童クラブを開会している時間中については、必ず一人以上の支援員が従事していなければならないとのことで、例えば、支援員が休憩時間や休暇をとった時も、それで支援員が不在になるのはダメですと言われていました。したがって、基準を確保するために羽曳野市では、1クラスに最低2人の支援員を配置することを目標に支援員の確保に努めており、基礎資格を有する人については全員に研修を受けさせています。

しかし、現状では留守家庭児童会の利用者は、この間、大幅に増えてきており、常に人手不足の状況にあります。来年度に向けて、64名体制を目標にしていますが、退職する職員もいるため、今年度末で52人となり、10名以上の支援員を新たに確保したいと考えています。

現状で、研修を受けて放課後児童支援員の資格を持っている方は、ほとんどが現職で他の市町村で働いている方ばかりですので、経過措置がなくなると、新規に支援員を確保することは、実質的に極めて難しくなってしまいます。

従来は、国の省令は、従うべき基準と参酌すべき基準の2つの類型がありましたが、今年度の法改正で、すべてが参酌する基準に変わりました。

国からは、経過措置の延長については、それぞれの市町村の判断で、条例を改

正してほしいとの意向が示されており、大阪府下でみなし支援員の規定を延長する予定の市町村は11団体になっています。

3年間の延長を考えていますが、従来の経過措置の場合、延長された3年間に研修を修了すればよいこととしていましたが、今回は、一定の質を確保する目的で、原則、採用後1年以内に研修を修了することとしています。ただし、3年目の令和4年度については、年度途中の採用者については、1年間ではなく、令和4年度末までということになります。

これを条文としたものが、改正案となります。

《新熊委員》

研修費用は、個人が負担するんですか。

《社会教育課長》

市が採用してから研修を受ける場合は、市が負担します。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 報告第9号

後援名義の使用許可について

《資料2》

- 教育総務課長より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《各委員意見・質問なし》

日程第5 報告第10号

職務代理者の指名について

- 教育総務課長より、教育長職務代理者の指名について、次のとおり口頭にて説明と報告がありました。

《教育総務課長》

12月26日付けで、新たに麻野教育長が就任されましたので、教育長職務代理者を指名する必要がございました。

そのため、同日付けで、麻野教育長より、引き続き、金銅委員に教育長職務代理者の指名がなされましたので、ご報告いたします。

日程第6 その他

- 学校教育室長より、令和元年12月25日付け毎日新聞の朝刊にて報道のありました「不適切な金銭の貸し借り」について報告がありました。

《学校教育室長》

羽曳野市立中学校の教頭が、2018年6月から8月頃に、当時非常勤講師であった男性から不適切に金銭を受け取るという事案があったため、調査を行い、府教育委員会に報告書を提出しました。

現在、府教育委員会において、調査内容を精査しているところです。

- 教育総務課長より、「GIGAスクール構想」についての説明と報告がありました。

《教育総務課長》

「GIGAスクール構想」とは、令和元年12月13日に閣議決定された「児童生徒1人1台端末の整備、児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備する」というものです。

国からの補助については、通信ネットワーク整備は令和2年度のみ補助事業、また、児童生徒1人1台端末の導入については、令和5年度までに整備することで一部補助を受けることができるとされています。

当市教育委員会におきましても、令和2年度に、通信ネットワークの整備を実施し、令和2年度から令和5年度までに順次、児童生徒1人1台端末を導入する計画を立て、現在、財政課の方に予算要望しているところですので報告させていただきます。

- 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の2月定例教育委員会議を、2月14日（金）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午後5時10分